

参考2 府 通知・要領

- 1 府単費補助事業に係る農業用機械補助の整理合理化について（通知）・・・参考2-1
- 2 京都府農業機械士認定要領（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考2-5

7 農産第185号
平成17年3月28日

各広域振興局長 様

農林水産部長

府単費補助事業に係る農業用機械補助の整理合理化について（通知）

京都府においては、市場競争力のある米づくりの推進と土地利用型農業の生産コストの低減並びに担い手及び受託組織の育成と収益性の高い作物の生産拡大、産地化及びブランド化の推進が重要な課題となっています。

さらに、平成16年10月の台風23号により、農作物のみならず農業生産基盤も甚大な被害を受けたところであり、集団的な土地利用調整や機械の共同利用を促進することにより、地域農業を支える営農システムの再構築を図ることが緊急の課題となっています。

つきましては、これらの課題を農業用機械の導入補助の観点から効率的に推進するため、府単費補助事業に係る農業用機械の補助対象基準を下記のとおり定めましたので了承の上、貴管内市町村及び農業協同組合等へ通知願うとともに、府単費補助事業が円滑かつ適正に実施されるよう指導願います。

なお、本通知に伴い「府単費補助事業に係る農業用機械補助の整理合理化について」（平成16年8月6日付け6農産第746号農林水産部長通知）は、廃止します。

また、本通知は、全ての府単費補助事業における農業用機械導入に適用されますことを申し添えます。

おって、農業改良普及センターあてには別途通知していますので申し添えます。

記

- 1 水稲基幹作業用の農業機械については、別表に定めるとおりとする。
ただし、水稲生産の低コスト化又は市場競争力のある米づくりを促進するために必要な機械は、補助対象とする。
また、地力の増強を図るための堆きゅう肥等の有機物散布作業用機械及び深耕作業用機械は、補助対象とする。
- 2 上記1に関わらず、「軽」を含むトラック等の単なる運搬車は、補助対象としない。
- 3 水田における麦用、豆用及びその他土地利用型作物用の農業機械については、補助対象とする。
ただし、集落の範囲又は集落を越える範囲における共同利用を原則とする。
- 4 野菜、花き及び果樹の生産振興、畜産経営における飼料自給率の向上並びに地域特産物の産地化及びブランド化を図るための共同利用機械は、補助対象とする。
- 5 水田畦畔管理用及び水田における家畜の粗放的管理に係る機械は、補助対象とする。
- 6 上記1から5に関わらず、共同利用になじまない20馬力未満のトラクター（耕耘機及び管理機を含む）及び背負い式の防除用機械については、補助対象としない。
- 7 上記1から5に関わらず、一事業種目当たりの事業費の合計が25万円未満の農業用機械の導入については、補助対象としない。
- 8 上記1から5に関わらず、別紙に定める事業に係る農業機械は補助対象とする。

別 表

水稻基幹作業用農業機械の整理合理化

	規 格	水 稻					
		新地域農 場づくり 事業	京の水田 農業確立 支援事業	一般生 産対策	酒米生 産対策	種子生 産用	災害対 策
トラクタ ー	20馬力以 上	○ (25馬 力以上 に限る)	△ (打込式 直播機等 とのセッ ト導入に 限る)	×	×	×	○
田植機		○ (5条植 以上に限 る)	△ (側条施 肥田植機、 水稻除草 機等とセ ット導入 する多目 的田植機 に限る)	×	×	×	○
直播機	散播又は打 込式(散播 方式につ いては、水 田用管理 ビークル に限る)	○	○	×	×	×	○
自脱型 コンバイ ン	刃幅0.8m 以上(種子 用、災害 対策を除 く)	○ (3条刈 以上に限 る)	×	×	○	○	○
籾コンテ ナ		○	×	×	○	○	○

別紙

整理合理化通知記の8で定める事業

「若い企業的農業後継者育成事業」

京都府農業機械利用技能認定要領 (抄)

平成15年11月5日改正

平成19年 7月2日改正

第1 趣 旨

農業機械の大型化・高性能化の進展は、従来の手作業又は小型機械化体系と比べ、作業時間の短縮、作業精度の向上等、労働生産性の改善に大きく貢献しており、京都府においても農業関係団体、農作業受託組織、個別・集団経営等に多数導入されている。これら農業機械の普及は、農業生産費に占める減価償却費の増大と農作業時における事故の誘発を招きやすく、農業機械の合理的・効率的かつ安全使用に係る農業者への意識の啓発、利用技能の向上が重要な課題となっている。

このため本府では、農業機械利用技能のレベルアップ、農作業安全の確保、技能者の社会的評価向上及びその定着を促すため、農作業受託組織、個別・集団経営等の中核的な農業機械利用者、農業指導者等を対象とした研修を修了し、かつ、技能検定に合格した者の技能認定を行う。

第2 認定する技能

認定を行う技能は「農業機械士技能」とし、この技能認定の基準は別紙1のとおりとする。

第3 認定計画等

- 1 円滑な認定を行うため、毎年次の事項を内容とする認定計画等を定める。
 - (1) 農業機械研修の研修項目及び研修時間
 - (2) 技能検定試験の合否基準
 - (3) 農業機械研修の講師（以下、「研修講師」とする）及び技能検定試験の検定員（以下、「技能検定員」とする）
 - (4) その他、認定上必要な事項
- 2 研修講師及び技能検定員は、農業大学校、農業総合研究所及び農林水産部内の農業機械担当職員並びに農業関係団体の職員から別途定める。

第4 技能検定の受験資格

- 1 「農業機械士技能」検定の受検対象となる者は、農業者及び市町村、農業関係団体等の農業指導に携わる職員並びに特に必要と認められた者であって、農業機械の利用、管理整備、指導等に従事するか、又は従事する予定の者であり、年齢が満18歳以上の大型特殊免許（農耕車限定）の取得者又は取得見込みの者であって、次に該当する者とする。
 - (ア) 農業機械士養成研修の教科（別紙2）のうち必須科目を修了した者
 - (イ) その他、上記（ア）に準じて研修講師及び技能検定員が適当と認められた者

- 2 京都府立農業大学校において、正規の農業機械に関する課程（講義及び実習）を修了した者については、技能検定試験の受験資格を認める。

第5 技能検定

- 1 技能認定は、第2に規定する技能について技能検定員が行うものとする。
- 2 技能検定に必要な試験は「学科」及び「実技」とし、科目及び項目は別紙3のとおりとする。
- 3 実技又は学科試験を免除される者及びその試験は、次のとおりとする。
 - (ア) 技能検定の実技又は学科試験に合格した者は、翌年度に限り合格した実技又は学科試験を免除する。
 - (イ) 別紙2の必須科目に示された教科内容による研修を修了した者は、実技試験のみ免除する。

第6 認定証及び認定手帳の交付

- 1 第5の2の試験に合格し、大型特殊免許（農耕車限定）を取得している者を農業機械利用技能者（以下、「農業機械士」という。）として認定し、第2に規定する技能の認定証及び認定手帳（以下、「認定証等」という。）を交付する。
- 2 認定証等の様式は別記様式1及び別記様式2とする。

第7 認定証等の再交付

農業機械士は、認定証等を破損し又は亡失したときは、知事に申請して認定証の再交付を受けることができる。

再交付の申請様式は別記様式3とする。

第8 農業機械士の適正配置

府は、農業機械・施設に関する各種導入助成事業において、農業機械士が適正に配置され、農業機械・施設利用の効率化が図れるよう配慮するとともに、市町村、農業団体等に必要な助言・指導を行う。

第9 台帳整備

毎年度、農業機械士の認定証の交付台帳を作成し、これを整理保管する。

附則 本要領は平成15年度の農業機械利用技能検定から適用する。

附則 本要領は平成19年度の農業機械利用技能検定から適用する。

別紙1

技能基準

技能名	技 能 基 準
農業機械士 技能	<ol style="list-style-type: none">1 農業機械の構造・機能と取扱いについての知識を有すること。2 農業機械の点検整備と簡易な修理についての知識を有すること。3 農業機械の効率利用についての知識を有すること。4 農業機械の作業安全についての知識を有すること。5 農業機械の運転操作と取扱い作業ができること。6 農業機械の点検整備と簡易な修理ができること。7 農業機械の安全な取扱いができること。

別紙 2

農業機械研修の教科

研修名	研修教科	研 修 項 目
農業機械士 養成研修	学 科	必須科目 1 農業機械の構造・機能と取扱い 2 農業機械の点検整備と簡易な修理 3 農業機械の効率利用 4 農業機械の作業安全
		選択科目 1 アーク溶接の安全作業
	実 技	必須科目 1 農業機械の運転操作と取扱い作業 2 農業機械の点検整備と簡易な修理 3 農業機械の作業安全
		選択科目 1 アーク溶接の安全作業

※ 学科及び実技の研修時間については、毎年別に定める。

別紙 3

技能検定試験の試験科目及び項目

技能検定試験名	試験科目	試 験 項 目
農業機械士技能検定試験	学 科	1 農業機械の構造・機能と取扱いに関する事項 2 農業機械の点検整備と簡易な修理に関する事項 3 農業機械の効率利用に関する事項 4 農業機械の作業安全に関する事項
	実 技	1 農業機械の運転操作と取扱い作業 2 農業機械の点検整備と簡易な修理 3 農業機械の作業安全

